**１　定款変更認可申請手続**

**（１）概要**

　　○　社会福祉法人が定款変更の認可を受けようとするときは、理事会において、評議員会の議題・議案（定款の変更）を理事会で決定し、評議員会の決議（特別決議：決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上の多数をもって行う。）を経て、所轄庁に定款変更認可申請書に必要な書類を添付して提出し、所轄庁の認可を受けなければならない。（法第45条の36第２項）

　　○　所轄庁は、申請の内容について審査及び必要な調査を行い、定款変更の認可を決定する。（法第32条）

　　○　定款変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないので、十分に注意すること。

したがって、定款の変更日は、所轄庁の認可の日から効力を生じる。

**※定款の附則の記載（例）**

　　附則（令和○年○月○日広島県知事認可）

　　　　この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

　※　定款の附則は、認可後に、所轄庁（知事）の認可年月日を記入すること。

　　（ただし、申請時は、「○年○月○日」の「○」を、空欄とすること。）

○　また、所轄庁が市町である場合は、直接、当該市町の法人担当課に事前相談したうえで、申請すること。

　○　なお、当該定款変更事項が法人の登記事項に関する変更であるときは、認可後、２週間以内に法務局に変更の登記を行わなければならない。

変更登記後は、法人登記事項証明書（法人登記簿謄本）を入手し、保存すること。

　　　 ※登記事項（組合等登記令第２条）

①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権を有する者の氏名、住所及び資格

⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由、⑥資産の総額

　　○　変更登記の期限（組合等登記令第３条）

　　※【定款に記載された事項の変更のうち、所轄庁の認可を要さない（所轄庁への届出で足りる）事項】

|  |
| --- |
| 1. 事務所の所在地（第４号）の変更 |
| 1. 資産に関する事項（第９号）の変更（基本財産が増加する場合に限る。） |
| 1. 公告の方法（第15号）の変更 |

※届出で足りる事項以外は、原則どおり、所轄庁への定款変更認可申請が必要である。

○　定款変更認可申請手続（法施行規則第３条（第１項から第４項））

**（２）定款変更認可申請事項**

**ア　申請事項**定款の変更

**イ　申請事項一覧（「定款変更の事項」（次の①から⑨までの事項））**

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 新規事業開始 |
| ② | 既存事業廃止 |
| ③ | 基本財産の増加 |
| ④ | 基本財産の減少 |
| ⑤ | 役員の定数の変更 |
| ⑥ | 役員の役職設置 |
| ⑦ | 事務所の所在地の変更 |
| ⑧ | 所轄庁の変更 |
| ⑨ | その他の定款の文言変更（「定款例に合わせた文言変更」など） |

**※①から⑨までの定款変更のいずれの場合についても、所轄庁へ、定款変更の事項について事前相談したうえで、理事会・評議員会の開催などの手続を進めることに留意。**

**（３）定款変更認可申請に係る手続の流れ**

①定款変更の内容を整理した上、法人担当課まで事前相談を行う。

②理事会で、必要事項（定款変更の事項）について決議するとともに、評議員会の開催

（日時・場所・議題・議案（定款変更に関する議案））を決議する。

③評議員会で、定款変更について、評議員数の３分の２以上の同意により決議する。

④「定款変更認可申請書」（必要な書類を添付）を２部提出する。

※定款変更認可に係る認可日より、当該定款変更の効力が認められる。

※当該定款変更が法人の登記事項（組合等登記令第２条第２項）に関する変更であれば、

法人は定款変更内容を法務局にて登記する必要があることに留意すること。

**（４） 提出書類**

**ア　提出書類一覧表**

　（ア）別紙「定款変更認可申請書類一覧表」及び「チェックリスト」を参照すること。

（○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類）

書類一覧表のうち、必要なものについて一覧表の順に並べて２部提出すること。

（イ）官公庁等が発行する書類は、正本は原本を添付し、副本は写しを添付すること。）

**イ　提出先**

（ア）法人所轄庁が県の場合（提出書類の宛先等）

　　 ○宛　先 「広島県健康福祉局医療介護基盤課法人指導・老人福祉施設G　宛」

○住　所　〒730－8511　広島市中区基町10番52号

○電　話　082－513－3149（ダイヤルイン）

　（イ）法人所轄庁が市町の場合

市町の社会福祉法人担当課に事前相談したうえで、提出してください。

**ウ　提出部数　２部**（正本１部・副本１部）

　　　○Ａ４サイズに、別紙「定款変更認可申請書類一覧表」の順に綴じて提出すること。

○申請書の次に、添付書類目録（添付書類の名称を記載した書類）を添付すること。

○【参考】申請に共通して必要な添付書類

①定款に定める手続を経たことを証明する書類

〇　理事会議事録（評議員会の招集・議題・議案（定款変更）を決議したもの）の写し

〇　評議員議事録（定款変更を決議（特別決議）したもの）の写し

※　なお、該当する事項の「議案」の写しを必ず添付すること。

　　②定款変更の原因となった事項について審議したことを証明する書類

（理事会議事録の写し及び評議員会議事録の写し）

※　「事業目的の追加、変更」の場合は、事業開始・変更について、審議したもの、「基本財産の編入」の場合は、事業の開始・変更、財産取得について、審議したものを添付すること。

　※　建物取得又は土地取得の場合には、事業計画を決定したときの議事録及び議案、契約締結等の議事録及び議案、定款変更を決定したときの議事録及び議案を添付すること。

③変更後の定款及び現行の定款

**【**理事会議事録・評議員会議事録に記載する事項**】**

理事会議事録・評議員会議事録に記載する事項については、法令で定められている。

○理事会議事録に記載する事項

（法第45条の14第６項及び法施行規則第２条の17第３項）

○評議員会議事録に記載する事項

（法第45条の11第１項及び法施行規則第２条の15第３項）

【参考】理事会・評議員会の決議の省略があった場合の議事録要記載事項

1. 理事会・評議員会があったものとみなされた事項の内容
2. ①の事項を提案した理事・評議員の氏名
3. 理事会・評議員会の決議があったものとみなされた日

④　議事録の作成に係る職務を行った理事（評議員会の場合は職務を行った者）の氏名

※理事会の場合は、理事全員（※理事長を含む。）の同意書及び監事全員の確認書（異議がないことを確認した書面）を、評議員会の場合は、評議員全員の同意を確認した書面を議事録と併せて保管します。

別紙　　　　　　　　　　　　　　　定款変更認可申請書類一覧表　　（事業の変更等）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | | 変更事項 | | 事業の変更 | | 基本財産（土地・建物  ・基金）の変更 | | | | 備　 考 |
|  | |  |  | 新規事業  開始 | 既存事業  廃止 | 基本財産  の増加 | | | 基本財産の減少 |
| 添付書類 | | |  |
| 土地 | 建物 | 基金 |
| 1 | 基本書類 | 定款変更認可申請書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | （別紙様式１） |
| 2 | 添付書類目録 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | （別紙ひな型） |
| 3 | 理事会議事録（写） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 4 | 評議員会議事録（写） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 5 | 変更後の定款 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 継紙として「変更後の定款」と記載の書類（１枚）を添付 |
| 6 | 現行の定款 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 継紙として「現行（変更前）の定款」と記載の書類（１枚）を添付 |
| 7 | 決算書 | | | ○ | ― | ○ | ○ | ○ | ○ | （法人全体の決算書類及び財産目録） |
| 8 | 事業関係書類 | 事業計画書（２年度分） | | | ○ | ― | ― | ― | ― | ― | 開始会計年度及び次の会計年度の２年度分 |
| 9 | 収支予算書（２年度分） | | | ○ | ― | ― | ― | ― | ― | 開始会計年度及び次の会計年度の２年度分 |
| 10 | 事業関係書類 | | | ○ | ― | ― | ― | ― | ― | 指定通知書（写）、設置届（写）、事業開始届（写）等 |
| 11 | 施設長関係書類 | | | △ | ― | ― | ― | ― | ― | 施設長就任承諾書・履歴書・資格書類 |
| 12 | 受託事業関係書類 | | | △ | ― | ― | ― | ― | ― | 受託契約書、補助金等書類、条例・規則・要綱等 |
| 13 | 事業の廃止届（写） | | | ― | ○ | ― | ― | ― | ― |  |
| 14 | 施設整備関係等書類　（不動産関係書類） | 施設整備結果報告書 | | | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ― | （別紙様式２） |
| 15 | 補助金決定書（写） | | | △ | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 16 | 助成金決定書（写） | | | △ | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 17 | 借入金決定書（写）又は 借入金受理証明書（写）等 | | | △ | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 18 | 償還計画表 | | | △ | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 19 | 償還金贈与契約書（写） | | | △ | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 20 | 建築資金贈与契約書（写） | | | △ | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 21 | 工事関係契約書（写）、領収書（写） | | | ○ | ― | ○ | ○ | ― | △ |  |
| 22 | 不動産売買契約書（写）、領収書（写）、不動産贈与契約書（写）、不動産の価格評価書等 | | | ○ | ― | ○ | ○ | ― | △ |  |
| 23 | 不動産登記事項証明書 | | | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ○ | １部は原本、１部は写 |
| 24 | 不動産貸借契約書（写） | | | △ | ― | ― | △ | ― | ― |  |
| 25 | 土地の公図 | | | △ | ― | ○ | ― | ― | △ | １部は原本、１部は写 |
| 26 | 建築確認書（写）、検査済証（写） | | | ○ | ― | ― | ○ | ― | ― |  |
| 27 | 図面（位置図・配置図・平面図） | | | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ○ | 対象物件を明示 |
| 28 | 基本財産処分承認書（写） | | | | ― | △ | ― | △ | ― | ○ |  |
| 29 | 残高証明書 | | | | ― | △ | △ | △ | ○ | ○ |  |
| 30 | その他必要な資料 | | | | △ | △ | △ | △ | ― | △ |  |

※変更事項が「基本財産の増加」のみである場合には、「定款変更届出」の手続によること。

別紙　　　　　　　　　　　定款変更認可申請書類一覧表　　（役員に関する事項の変更等）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | | 変更事項 | | 役員に関する  事項の変更 | | 事務所の  所在地の  変更 | 所轄庁の変更 | その他の  定款の  文言変更（定款例に  合わせた文言変更など） | 備　 考 |
|  | |  |  | 定数の  変更 | 役職の  設置 |
| 添付書類 | | |  |
| 1 | 基本書類 | 定款変更認可申請書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | （別紙様式１） |
| 2 | 添付書類目録 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | （別紙ひな型） |
| 3 | 理事会議事録（写） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 4 | 評議員会議事録（写） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 5 | 変更後の定款 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 継紙として「変更後の定款」と記載した書類（１枚）を添付 |
| 6 | 現行の定款 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 継紙として「現行の定款」と記載した書類（１枚）を添付 |
| 7 | 決算書 | | | ― | ― | ― | ○ | ― | （法人全体の決算書類・注記及び財産目録） |
| 8 | 事業関係書類 | 事業計画書（２年度分） | | | ― | ― | ― | △ | ― | 開始会計年度及び次の会計年度の２年度分 |
| 9 | 収支予算書（２年度分） | | | ― | ― | ― | △ | ― | 開始会計年度及び次の会計年度の２年度分 |
| 10 | 事業関係書類 | | | ― | ― | ― | △ | ― | 施設設置届（写）、指定通知書（写）、廃止届（写）　等 |
| 11 | 施設長関係書類 | | | ― | ― | ― | △ | ― | 施設長就任承諾書・履歴書・資格書類 |
| 12 | 受託事業関係資料 | | | ― | ― | ― | △ | ― | 受託契約書、補助金等書類、条例・規則・要綱等 |
| 13 | 事業の廃止届（写） | | | ― | ― | ― | △ | ― |  |
| 14 | その他の書類 | 法人履歴事項全部証明書 | | | ― | ― | ― | ○ | ― | １部は原本、１部は写 |
| 15 | 事務所所在地の分かる資料（写） | | | ― | ― | ○ | ― | ― | 所在地の市町の発行した通知等の写し |
| 16 | 図面（位置図・配置図・平面図） | | | ― | ― | ○ | ○ | ― | 該当箇所を明示 |
| 17 | 不動産貸借契約書（写） | | | ― | ― | △ | △ | ― |  |
| 18 | 役員（理事・監事）名簿 | | | ○ | ○ | ― | ― | ― |  |
| 19 | 評議員名簿 | | | ○ | ○ | ― | ― | ― |  |
| 20 | 定款細則・職務権限規程等 | | | ― | ○ | ― | ― | ― |  |
| 21 | 役員等報酬規程 | | | ― | ○ | ― | ― | ― |  |
| 22 | 社会福祉法人現況報告書 | | | ― | ― | ― | ○ | ― |  |
| 23 | その他必要な書類 | | | △ | △ | △ | △ | △ |  |

※変更事項が「事務所所在地の変更」のみである場合には、「定款変更届出」の手続によること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書  定款変更は、所轄庁の認可を得なければ、その効力を生じないことに留意。（届出事項を除く。）  ①　法人事務所の所在地は、住居表示によること。異なる場合は定款変更が必要となる。  ②　定款に記載されている法人の住所を定款の文言のとおり記載すること。（認可申請に併せて事務所所在地を変更（届出事項）する場合には、変更後の住所を記載すること。）  **記入例**  別紙様式１ | | | | | |
| 申　請　者 | 主たる事務所  の所在地 | | 広島県○○市○町○丁目□□番△△号 | | |
| ふ　り　が　な  名　　　称 | | しゃかいふくしほうじん　　○○かい  社会福祉法人　　　○○会 | | |
| 理事長の氏名 | | 理事長　広　島　次　郎 | | |
| 申請年月日 | | 令和○○年○○月○○日  年月日については、文書により理事長の決裁を受け、申請書を施行した年月日とすること。理事会や評議員会の議決日ではないことに注意。 | | | |
| 定款変更の内容及び理由 | 内　　　　　　　　　容 | | | | 理　　　由 |
| 変更前の条文 | | | 変更後の条文 |
| （目的）  第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。  （１）第一種社会福祉事業  　（イ）障害児入所施設の経営  　（ロ）特別養護老人ホームの経営  　（ハ）障害者支援施設の経営  （２）第二種社会福祉事業  　（イ）老人デイサービス事業の経営  　（ロ）老人デイサービスセンターの経営  　（ハ）保育所の経営  （追加）  第２条―第７条（略）  （評議員の報酬等）  第８条　評議員は、無報酬とする。  第９条―第27条　（略） | | | （目的）  第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。  （１）第一種社会福祉事業  　（イ）障害児入所施設の経営  　（ロ）特別養護老人ホームの経営  　（ハ）障害者支援施設の経営  （２）第二種社会福祉事業  　（イ）老人デイサービス事業の経営  　　　　（削除）    （ロ）保育所の経営  （ハ）一時預かり事業の経営  第２条―第７条（略）  （評議員の報酬等）  第８条　評議員に対して、各年度の総額が○○円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。  第９条―第27条　（略） | ・事業廃止による削除  ・項番の変更  ・新規事業の追加  ・評議員報酬額の追加 |
| 第６章　資産及び会計  （資産の区分）  第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。  ２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。  （１）広島県○○市○丁目○○番  所在の木造瓦葺平家建○○デ  イサービスセンター建物　一  棟（○○平方メートル）  （２）広島県○○市○丁目○○番  所在の○○保育園　敷地  （○○平方メートル）  ３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。  ※基本財産が多い場合には、「２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。」と記載したうえで、「別表」に整理し、分かりやすく記載すること（「別記（基本財産の表記方法）」を参照）。  第29条―第35条　（略）  （新規）  第37条―第40条　　（略）  附　則　　　　（略） | | | 第６章　資産及び会計  （資産の区分）  第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の３種とする。  ２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。  （削除）  （１）広島県○○市○丁目○○番所  在の○○保育園　敷地（○○  平方メートル）  （２）広島県○○市○丁目○○番所  在の木造瓦葺平家建○○保育所  園舎　一棟（○○平方メートル）  ３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。  ４　公益事業用財産は、定款第○条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。  第29条―第35条　（略）  第７章　　公益を目的とする事業  （種別）  第３６条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。  　（１）地域包括支援センターの経営  　（２）居宅介護支援事業  （３）事業所内保育事業  ２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。  第37条―第40条　　（略）  附　則　　　　（略）  附　則（令和　年　月　日広島県知事認可）  この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。 | ・公益事業の新規開始による公益事業用財産の追加  ・デイサービスセンター廃止に伴う建物の削除  ・項番の繰り上げ  ・保育園園舎新築による建物の追加  ・公益事業の新規開始による公益事業用財産の追加  ・公益事業の新規開始による公益事業用財産に係る規定の追加  ・公益事業の新規開始による追加  ・以下、章番号及び条番号繰り下げ  ・附則の追加 |

別紙様式1

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 社 会 福 祉 法 人 定 款 変 更 認 可 申 請 書 | | | | | | | | | |
| 申  請  者 | | | 主たる事務所  の 所 在 地 | |  | | | | |
| ふりがな  名　　　　称 | |  | | | | |
| 理事長の氏名 | |  | | | | |
| 申 請 年 月 日 | | | | |  | | | | |
| 定  款  変  更  の  内  容  及び  理  由 | | | 内　　　　　　　　　　容 | | | | | 理　　由 | |
| 変更前の条文 | | | 変更後の条文 | |
|  | | |  | |  | |
| 定款変更の内容及び理由 |  | | 内　　　　　　　　　　容 | | | | | 理　　由 | |
| 変更前の条文 | | | | | 変更後の条文 | |
|  | | | | |  | |  | |

別紙様式２　 　　　　　　施設整備結果報告書（又は施設整備計画書）（様式例）

施設整備結果報告書（又は施設整備計画書）

社会福祉法人○○福祉会

１ 施設種別区分及び施設名称

２ 施設所在地

３ 施設（利用）定員

４ 敷地面積

５ 建物の規模及び構造

１階床面積 ㎡

２階床面積 ㎡

合計延べ床面積 ㎡

構造

６ 施設整備決算（又は施設整備資金計画）

（１）収入 国、県補助金 　　　　　　　　　　　円

（市町）補助金 　　　　　　 　　　　円

独立行政法人福祉医療機構 円

自己資金 円

内訳 法人本部繰越金 円

寄附金 円

○○○ 円

合 計 円

（２）支出 土地購入費 円

建設工事費 円

設備整備費 円

設計監理費 円

合 計 円

７ 工事期間（予定）

（１）着工（予定） 令和 年 月 日

（２）竣工（予定） 令和 年 月 日

８ 施設事業開始年月日（予定） 令和 年 月 日

（注）建物完成前の場合は、「施設整備計画書」とすること。

別紙様式２ 　　　　　　　　　施設整備結果報告書（又は施設整備計画書）

**記入例**

施設整備結果報告書（又は施設整備計画書）

社会福祉法人○○福祉会

１ 施設種別区分及び施設名称 　○○保育園

２ 施設所在地 　　　　　　　　○○県○○市○○二丁目○番○号

３ 施設（利用）定員 　　　　　８０名

４ 敷地面積 　　　　　　　　　３６０㎡

５ 建物の規模及び構造

１階床面積 　　　　　　　　１２０㎡

２階床面積 　　　　　　　　１２５㎡

合計延べ床面積　　　　　　 ２４５㎡

構造　　　　　　　　　　　 鉄筋コンクリート陸屋根２階建

６ 施設整備決算（又は施設整備資金計画）

（１）収入 国、県補助金 　　　　　　　６０, ０００, ０００円

独立行政法人福祉医療機構 　 ５０, ０００, ０００円

自己資金 　　　　　　　　　 ２０, ０００，０００円

内訳 法人本部繰越金 １６，０００，０００円

寄附金 ４，０００，０００円

合 計 １３０，０００，０００円

（２）支出 土地購入費 　　　　　　　 　　　　　　　　 　０円

建設工事費 １００，０００，０００円

設備整備費 １０，０００，０００円

設計監理費 ２０，０００，０００円

合 計 １３０，０００，０００円

７ 工事期間（予定）

（１）着工（予定） 　 令和 ○年 ○月○○日

（２）竣工（予定） 　令和 ○年 ○月○○日

８ 施設事業開始年月日（予定）　　　令和 ○年 ○月○○日

（注）建物完成前の場合は、「施設整備計画書」とすること。

【記入例】

（保育園新築の場合）

自己資金の財源の内訳を記入すること。

補助金の補助機関・借入金の借入先ごとに金額を記入すること。

添付書類の契約書及び領収書の合計金額と一致しているか、確認すること。

収入金額と支出金額が一致しているか、確認すること。

**基本財産の表記方法について**

**別　記（基本財産の表記方法）**

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(１) 預　金　金○○，○○○，○○○円

（２）土　地 広島県　　　市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在の　　　　　　　園の敷地（地目　○○）　　　　.　　㎡

（３）建　物 広島県　　　市　　　　　　　　　　所在の○○○造　　○○○屋根　階建

○○○○○○○○○○○園舎　１棟

※**不動産登記簿の記載内容と同一とすること。**

※土地は、地目による小数点以下切り捨てに注意すること。

※建物は、１棟ごとの合計面積を追加記載しても構わない。

※附属建物もすべて記載すること。

　　　　　　　１階　　　　.　　㎡

※土地、建物とも社会福祉法第２条に規定する施設・事業に供する用途を記載すること。

　　　　　　　２階　　　　.　　㎡

　　　　　　　　計　　　　.　　㎡

　　　　　　　　同所所在の○○○造○○○屋根　階建

○○○○○○○○○○○園舎　１棟

**※基本財産が増加した場合、複数の施設・事業の用途に供する場合に正確に記載するため、**

**「別表」として記載することが望ましい。**

（本文）

２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

別表

（１）預金

|  |  |
| --- | --- |
| 預金種別 | 金額（円） |
|  |  |
|  |  |

（２）土地

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 所在 | 地番 | 地目 | 地積（㎡） | 備考 |
|  |  |  | 宅地 | ○○.○○ | 持ち分の２分の１ |
|  |  |  | 山林 | ○○ |  |

（３）建物

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 所在 | 建物番号 | 種別 | 構造 | 床面積（㎡） | 備考 |
|  |  |  |  |  | １階  ２階  合計 | 持ち分の２分の１ |
|  |  |  |  |  |  |  |

※土地・建物の所有権を共有する場合は、備考欄に持ち分を記載すること。

　　　　　　　１階　　　　.　　㎡

　　　　　　　２階　　　　.　　㎡

　　　　　　　　 計　　　　.　　㎡

**「添付書類目録」（ひな型）の記入例**

別紙

添付書類目録

　１　理事会議事録（写）（令和○年度第○回理事会）

　２　評議員会議事録（写）（令和○年度第○回評議員会）

　３　変更後の定款

４　現行の定款

５　決算書（法人全体）（令和○年度決算）

６　施設整備結果報告書

７　補助金決定通知書（写）

８　工事関係契約書（写）・領収書（写）

９　不動産登記事項証明書

10　建築確認書（写）、検査済証（写）

11　図面（位置図・配置図・平面図）